



2026 年 6 月 24 日

各 位

会社名 ローム株式会社
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員
東 克己
(コード：6963、東証プライム市場)
問合せ先 広報 IR 部 統括課長 後藤 辰英
(TEL. 075-311-2121)

業績連動型譲渡制限付株式(PSRSU)報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026 年 7 月 22 日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 8,805 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 5,444 円
(4) 処 分 総 額	47,934,420 円
(5) 処分先及びその人数 並びに処分株式の数	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） 3 名 8,805 株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対する当社の中期経営計画に連動した業績目標の達成及び中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しております。また、2022年6月24日開催の第64期定時株主総会において、本制度に基づき、発行又は処分される当社株式の上限は、業績評価期間ごとに、200,000株（2023年10月1日付けで、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しているため、当該株式分割による調整後の数を記載しております。）とし、本制度により支給される金銭債権は、取締役会で予め定める業績評価期間の経過後に、業績評価期間に対応した複数事業年度にわたる職務執行の対価に相当する当社株式を交付するために一括して支給し、その上限額は、業績評価期間ごとに、200,000株に交付時株価を乗じた金額とすること等につき、ご承認をいただいております。

今般、当社は、2026年6月24日開催の取締役会において、対象取締役3名に、中期経営計画の対象期間である2023年3月31日で終了する事業年度から2026年3月31日で終了する事業年度の4事業年度を業績評価期間とする業績連動型譲渡制限付株式報酬として当該対象取締役に対して付与された金銭債権を出資財産として現物出資させることにより、本自己株式処分を行うことを決議いたしました。

本制度に基づき当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、①一定期間、割当を受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には、当社が当該普通株式を無償取得することなどをその内容に含む業績連動型譲渡制限付株式割当契約を締結するものいたします（但し、対象取締役が当社普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給を受ける時点において、当社の取締役その他所定の役職の地位にない場合はこの限りではありません。）。

なお、本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役との間において締結する予定の業績連動型譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

（１）譲渡制限期間

2026年 7 月 22 日（以下「本処分期日」といいます。）～2056年 7 月 22 日

（２）譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

（３）譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

対象取締役が、当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも任期満了又は定年その他の正当な事由（死亡による退任又は退職を含む。）により退任又は退職した場合には、対象取締役の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

（４）当社による無償取得

対象取締役が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（３）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を 12 で除した数（その数が 1 を超える場合は、1 とする）を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

（６）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

（７）報酬返還等（マルス条項・クローバック条項）の取り扱い

任務懈怠や財務諸表の修正再表示等の一定の事由が生じた場合に、取締役会の決議により、譲渡制限期間中で権利確定前の報酬返還に係る条項（いわゆるマルス条項）及び譲渡制限解除後で権利確定後の報酬返還に係る条項（いわゆるクローバック条項）を適用する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づき支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、忝意性を排除した価額とするため、2026年6月23日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である5,444円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上